

フランス工業所有権庁控 フランス工業所有権庁が付与する国内番号 出願日 出願場所		DB858W/010107					
本包装袋の貴整理番号（任意）							
6 代理人							
名前							
姓							
事務所又は会社							
委任状番号							
住所	番地						
	郵便番号及び都市						
	国						
電話番号	ファックス番号 （任意）						
電子メールアドレス（任意）							
7 簡易手続による意匠登録出願		簡易手続による意匠登録出願は、頻繁に自社製品の形状及び装飾を変更する企業のみが選択可能であり、登録出願時のみ請求が可能である。 <input type="checkbox"/> この場合このボックスをチェックすること					
8 出願期限の延長		登録出願人は、今回出願期限の第 1 回延長を請求することが可能である。 <input type="checkbox"/> この場合このボックスをチェックすること					
9 国外出願の優先権の主張							
国名 第 号	日付 原出願の登録出願人						
国名 第 号	日付 原出願の登録出願人						
<input type="checkbox"/> 他に優先権のある場合には、このボックスをチェックして様式「続き」を使用すること							
10 公開の最大 3 年間の延期		この延期は、出願時のみ請求が可能であり、出願の全体に係る場合にのみ可能 <input type="checkbox"/> 延期を選択する場合には、このボックスをチェックすること					
様式「続き」を使用するには、添付した用紙の枚数を記載すること							
11 署名を行う者の身分表示		署名：					
（登録出願人又は代理人）		名前： 資格：					
- 出願 - 複製 - 期限の延長 計	<table border="1"> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					裁判所書記控 フランス工業所有権庁宛に 納付を受けた手数料	裁判所書記又は フランス工業所有権庁査証

1978 年 1 月 6 日付法律第 78-17 号「情報処理・データファイル及び個人の諸自由に関する法律」の改定版の諸規定に合致して、登録出願人は、本人に関するフランス工業所有権庁提出のデータのアクセス権及び訂正権を有している。登録出願人が本様式に記入の上フランス工業所有権庁宛に提出義務のある個人に関するデータはもっぱら、本願の権利者及び場合に依りて必要となるこの権利者の代理人の識別の目的で使用される。

意匠登録出願
添付書類

納付済手数料の明細
登録出願人が記入すること

登録出願手数料	
白黒で提出した複製の追加手数料	22 ユーロ × 複製 部
カラーで提出した複製の追加手数料	45 ユーロ × 複製 部
ファックスで行われた登録出願の調整手数料	
期限延長手数料	
計	ユーロ

納付方法

- 為替 小切手 振替 その他：
 フランス工業所有権庁内に開設された顧客口座 顧客口座からの引落を許可した代表者の名前
からの自動引落

口座番号：

署名を行う者の氏名

本包袋の貴整理番号
(任意)

1 出願人又は代理人の名前及び住所

・

・

領収証送付宛先人の名前及び住所
(第1欄と相違ある場合)

・

・

登録出願人の氏名又は法人名